４香美健康第2880号

令和４年８月１日

居宅介護支援事業所　管理者　様

香美市健康介護支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の
運営基準に関する臨時的取扱いについて（通知）

日ごろは本市の介護保険行政の円滑な実施に御協力いただきありがとうございます。

このことにつきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて厚生労働省から新たな方針等が示された場合には改めて通知します。

記

１．利用者の居宅訪問・本人面接について

居宅訪問・本人面接が出来ない場合は、介護支援専門員の判断により、以下の対応をお願いします。

①次の場合は、訪問をせず、電話等による状況把握を行ってください。

・介護支援専門員、又はその関係者に風邪等の症状がある場合
・施設により面会が制限されている場合
・利用者やその家族から訪問を断られた場合など

②次の場合は、できるだけ訪問を避け、電話等による状況把握をしてください。

・利用者の状態に変化が無いことが見込まれ、プランの変更等を要しないなどの場合←（追加）
・利用者、又はその関係者に風邪等の症状がある場合など
・その他、①、③に該当しない場合←（追加）

③次の場合は、検温・マスク着用等を徹底した上で、玄関先等で短時間の面接を行うなど、濃厚接触を避けながら、可能な範囲で訪問を実施してください。

・新規プラン作成の場合、状態の変化が見込まれる場合、要経過観察など

※モニタリング結果の記録や、居宅訪問・本人面接が出来ない状況の記録は残してください。

２．サービス担当者会議について

担当者会議の開催が困難な場合、感染拡大を防ぐため、介護支援専門員の判断により、以下の対応をお願いします。

①利用者の状態に大きな変化が無い更新等の場合など

・メールやFAX等による照会や翌月開催としてください。

②新規・区分変更の場合など

・本人や家族の参加が無くとも、可能な限り事業者担当者を召集する、利用者と事業者との契約時に立ち会い、個別に面談を行うなどの対応をしてください。

※開催が困難であると判断した理由及び経過について記録し、日程の都合等により会議を開催できない場合と同様に取り扱ってください。

３．対象期間　令和４年８月１日から当面の間

４．留意事項

本取扱いについては、一律に「訪問する必要はない」「会議を開催する必要はない」等とするものではありません。介護保険事業者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。

５．参考通知

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）」
（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）」
（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

以上

【問合せ先】
香美市　健康介護支援課
社会長寿班　介護保険係
電　話　0887-52-9280
ＦＡＸ　0887-53-4572

参　考

３香美健康第８３７１号
令和４年３月２４日

居宅介護支援事業所　管理者　様

香美市健康介護支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の
運営基準に関する臨時的取扱いについて（通知）

日ごろは本市の介護保険行政の円滑な実施に御協力いただきありがとうございます。
このことにつきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。
なお、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて厚生労働省から新たな方針等が示された場合には改めて通知します。

記

１．利用者の居宅訪問・本人面接について
居宅訪問・本人面接が出来ない場合は、介護支援専門員の判断により、以下の対応をお願いします。

①次の場合は、訪問をせず、電話等による状況把握を行ってください。
・介護支援専門員、又はその関係者に風邪等の症状がある場合
・施設により面会が制限されている場合
・利用者やその家族から訪問を断られた場合など

②次の場合は、できるだけ訪問を避け、電話等による状況把握をしてください。
・利用者、又はその関係者に風邪等の症状がある場合など

③次の場合は、検温・マスク着用等を徹底した上で、玄関先等で短時間の面接を行うなど、濃厚接触を避けながら、可能な範囲で訪問を実施してください。
・新規プラン作成の場合、状態の変化が見込まれる場合、要経過観察など

※モニタリング結果の記録や、居宅訪問・本人面接が出来ない状況の記録は残してください。

２．サービス担当者会議について

担当者会議の開催が困難な場合、感染拡大を防ぐため、介護支援専門員の判断により、以下の対応をお願いします。

①利用者の状態に大きな変化が無い更新等の場合など

・メールやFAX等による照会や翌月開催としてください。

②新規・区分変更の場合など

・本人や家族の参加が無くとも、可能な限り事業者担当者を召集する、利用者と事業者との契約時に立ち会い、個別に面談を行うなどの対応をしてください。

※開催が困難であると判断した理由及び経過について記録し、日程の都合等により会議を開催できない場合と同様に取り扱ってください。

３．対象期間　令和４年４月１日から当面の間

４．留意事項

本取扱いについては、一律に「訪問する必要はない」「会議を開催する必要はない」等とするものではありません。介護保険事業者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。

５．参考通知

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）」
（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）」
（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

以上

【問合せ先】
香美市　健康介護支援課
社会長寿班　介護保険係
電　話　0887-52-9280
ＦＡＸ　0887-53-4572